

[事案 28-101] 契約無効請求

- ・平成 28 年 12 月 12 日 和解成立

<事案の概要>

募集に際して、保険商品の魅力や必要性を認識させるような説明等を受けておらず、年齢的に生命保険は必要ないとして、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 1 月に証券会社を通じて契約した外貨建定期個人年金保険について、募集の際、保険商品の魅力や必要性を認識させるような説明等を受けておらず、年齢的に生命保険は必要ないので、契約を無効としてほしい。

<保険会社の主張>

申込日から 4 日後に申立人から募集人に対して、解約の申し出があった際、申立人は募集人の説明に理解・納得し、契約継続の意思を示されたものであることから、申立人の請求を認めることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、契約時の事情を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会で検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の提示をもって解決した。